

項目	内容	備考
1. 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> • 当取引所は、株価指数先物取引及び国債証券先物取引において、相場が急変し当日の基準値段から一定以上価格が上昇又は下落した場合には、投資者の冷静な判断を促すため、これらの先物取引及び当該先物取引に対応する限月のオプション取引を一時中断するいわゆるサーキットブレーカー制度を採用しています。 • 現在、このサーキットブレーカーの発動基準への該当性判断及び一時中断措置の実施は当該先物取引の各限月取引ごとに行っています。一方で、各限月取引間においては価格連動性が存在していることから、当該先物取引に対する冷静な投資判断を促すというサーキットブレーカー制度の本旨を鑑みれば、当該先物取引の一時中断措置は限月取引を問わずに行われることが適当であると考えられます。 • ついては、サーキットブレーカー制度の実効性及び制度のわかりやすさを高める観点から、サーキットブレーカーの発動措置を全限月取引に同時に講じることとします。 	
2. 見直しの概要	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的には、いずれかの先物限月取引がサーキットブレーカー発動基準に該当した場合、当該先物限月取引のみならず他の限月取引も併せた全ての限月取引において取引を一時中断することとします。 • これに伴い、先物取引が一時中断された場合には、当該時間帯において原資産を同一とするオプション取引も併せてすべて一時中断することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> • 発動の価格水準については現行どおりです。 • ある限月取引が発動基準に該当したことによって他の限月取引も併せて取引の一時停止が行われた後、他の限月取引において当該基準に該当しても、再度取引の一時中断措置は行いません。
3. 実施時期	<ul style="list-style-type: none"> • 平成21年10月を目途に実施します。 	

